

令和元年第3回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	令和元年6月7日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和元年6月7日 午前9時00分				議長 西原 好文
	散 会	令和元年6月7日 午前9時42分				
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
	1	石 津 圭 太	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	江 頭 義 彦	○	7	池 田 和 幸	○
	3	田 中 宏 之	○	8	吉 岡 隆 幸	○
	4	井 上 敏 文	○	9	湊 上 正 昭	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	4 番	井 上 敏 文	5 番	坂 井 正 隆	6 番	三 苫 紀 美 子
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	環 境 課 長	武 富 和 隆	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	産 業 課 長	一ノ瀬 和 義	○
	教 育 長	熊 崎 知 行	○	農 業 委 員 会 事 務 局 長	納 富 智 浩	○
	総 務 課 長	山 中 晴 巳	○	こ だ も 教 育 課 長	百 武 一 治	○
	建 設 課 長	坂 井 武 司	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	福 祉 課 長	松 尾 徳 子	○	政 策 課 長	田 中 盛 方	○
	町 民 課 長	溝 口 進 洋	○			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	平 川 智 敏				
	書 記	永 尾 史 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和元年6月7日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第26号 江北町森林環境譲与税基金条例
- 日程第4 議案第27号 江北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第28号 江北町水道事業の事業統合に伴う関係条例の廃止に関する条例
- 日程第6 議案第29号 佐賀西部広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理をする事務の変更等及び同企業団規約の変更について
- 日程第7 議案第30号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更について
- 日程第8 議案第31号 令和元年度江北町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第32号 令和元年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第33号 令和元年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第34号 江北町土地開発公社定款の変更について

午前9時 開会

○西原好文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和元年第3回江北町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

本日は定例会でありますので、議長からの諸般の報告及び町長からの行政重点事項につき報告いたします。

まず、私のほうから報告いたします。

1ページをお開きください。

主な事業等の動きとして、県議長会での取り組み、報告並びに課題とする案件につき、その報告事項の中の研修の概要等をかいつまんで申し上げます。

5月22日、佐賀県町村議会議長会臨時総会が開催され、役員の改選についてですが、議長

会の会長に有田町議会議長の松尾文則氏、副会長に玄海町議長の上田利治氏、太良町議長の坂口久信氏が再任されております。

次に、5月28日に東京都、東京国際フォーラムにおいて、全国町村議会議長・副議長研修会が開催され、淵上副議長と参加させていただいております。

研修の詳しい内容につきましては議員控室に置いておりますので、参考にしていただきたいと思います。

なお、皆様方のお手元に配付しております諸般報告で、平成30年度江北町土地開発公社経営状況報告書及び平成30年度江北町一般会計予算継続費繰越計算書並びに平成30年度江北町一般会計・特別会計予算繰越明許費繰越計算書が提出されております。その内容につきましては皆様方に配付いたしておりますとおりでございます。

以上で私のほうから報告を終わります。

続きまして、町長からの報告を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。

令和元年6月定例会の開会に当たりまして、町政の運営状況について御報告を申し上げたいというふうに思います。

まずは、議会も新体制になりまして初めての定例会ということでありまして、令和の時代初めての定例会ということでもあります。

去る4月21日に執行されました江北町議会議員選挙に勝ち抜いて、このたび御当選をされた議員の皆様方には、ここで改めてお祝いを申し上げたいというふうに思います。

既に議員各位は御存じだというふうには思いますけれども、初めての議会ということで少し私の所信といいたいでしょうか、お話をさせていただきたいというふうに思います。

まずは、皆さん御存じのとおり地方自治法には我々地方公共団体の責務が定められております。住民福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うということが我々地方公共団体に与えられた責務であります。

そういう意味でいきますと、日本国憲法、また、先ほど御紹介をいたしました地方自治法を初め関係法令に基づき、これからも町政の推進を図っていく必要があるというふうに思っておりますし、まさに二元代表制の一翼を担われる議員各位とは、これからも真摯かつ建設的な議論を行っていききたいというふうに思いますので、改めてよろしくお願いをいたしたい

というふうに思います。

一方、私事ではございますけれども、町政を担当させていただくようになりまして4年目を迎えることとなりました。私としましては、大きく時代が変わりつつある中、これまで江北町が抱えております諸課題の解決でありますとか、また、町のさらなる発展に努めてきたところであります。

その根本的な私なりの時代の認識ということで少し御紹介をさせていただきたいというふうに思いますけれども、まず1つは、我々江北町はかつての平成の大合併という荒波を乗り越えて、単独で町として運営をしていくということを我々の先輩方を含めて町民の意思として選択をしたわけでありますので、やはりこれを踏まえて、これからは選択と集中を行っていく必要があるというふうに思っております。

それと、これもよく言うことでありますけれども、我が町では現在都市化と過疎化という2つの大きな波を一度に経験をしているという、こうした我が町特有の環境にもきちんと対応をしていく必要があるというふうに思います。

おかげさまで、副町長がよく言うんですけれども、平成の時代、我が町は人口が減ることがなかったということでもありますけれども、さはさりながら、この令和の時代、恐らく一定数の人口の減少というのは、私はやはり避けられないのではないかとこのように思っておりますし、これにきちんと備えていく必要があるというふうに思います。

そうした中で、私は町政を進めるためには、いわゆる地方公共団体とはいえ、これからはやはり経営という視点が必要であるということは、これまでも申し上げたところでありますし、そのためにも、さらに申し上げるならば、そうした行政活動を担う我々役場でありますとか役場職員も、経営的な感覚であるとか意識の改革と、または仕事の質の向上ということが求められているということは言うまでもありません。

そしてさらに申し上げますと、これまではどちらかというと、行政サービスという意味でいきますと、役場が送り手であり、町民はその受け手であるという、非常に一方通行的、または、それだけがまちづくりであるというようなことを語られがちでありましたけれども、やはりこれからの時代を展望するに当たっては、まちづくりというものは町民の皆様にも積極的に参加をいただいて、1万町民によってまちづくりというものをやっていく必要があるのではないかとこのように思います。

これまでもそうした観点でさまざまな政策なり施策なり、事業を行ってきたところではあ

りますけれども、もちろん、まだ道半ばと残念ながら言わざるを得ません。

ただ、その一方で、そうした萌芽といいたいでしょうか、そうしたものも芽生えつつあるのではないかなというふうに思っております。

各定例会ごとにも、逐時そうしたことは御紹介をしておりましたけれども、直近で幾つか、言ってみれば町ぐるみのまちづくりというんですか、そうしたものの萌芽といいたいでしょうか、そうしたものを少し御紹介したいと思います。

まず1点目は、ことしの1月から導入をいたしました青色防犯パトロールによる見守り活動でありますけれども、本当に議会の皆様方を初め町民の皆様方、または関係団体の皆様方の御協力をいただくことによりまして、この4月からは月曜日から金曜日のパトロール活動が実施できるようになりました。もちろん我々役場職員もその一端は担わせていただいているわけでありまして、こうした体制というのはやはり役場だけでは組むことができません。本当に町民の皆様方の御協力あつてのことだというふうに思っております。

また、これは議員の皆様方にも関係があることだと思っておりますけれども、去る4月12日には町議会議員選挙を控えた立候補予定者の公開討論会というものが開催をされました。なかなか我々行政ではこうしたことを主催するというところまではできない状況があるわけですが、そうした中で今回、商工会の青年部とJAの青年部がまさにタッグを組んで、そうした業種間を越えて主催をしていただいたということは大変ありがたかったというふうに思いますし、このことについても報道等でも広く町外にも知っていただいたところでもあります。

またこれは、つい先日佐賀新聞でも紹介をいただいたことでもありますけれども、御存じのとおり、現在我が町では待機児童の解消というのが大変大きな課題の一つであります。もちろんこれまでも小規模保育所でありますとか、新保育園の整備ということで対策はとってきたものの、どうしてもやはり保育士の確保というところで、最後の最後に、待機児童ゼロを目指しておりましたけれども、それが実現できかねない状況の中で、今回、幼児教育センターにペンギンルームという教室を設置させていただいたわけでもありますけれども、まさにシニア世代の、これは町内外ということになるんですけれども、保育士、または看護師の方が一肌脱いでいただいて、この方たちのおかげで待機児童の解消が図られたということでもあります。

もちろん待機児童解消そのものについては、まだまだ予断を許さない状況でありますし、これに甘んじることなく、引き続き人材確保には努めておるところでございますけれども、

ひとまずはといたしましょうか、何とかこの4月の待機児童解消を実現できたのも、そうした町民の皆様の御協力によるところが大変多いというふうに思っております。

さらには、ちょうど改元の際のイベントでありましたけれども、発端は本議会におきまして坂井議員からの提案もいただいておりますけれども、せっかくの改元なので町民みんなで祝う何か行事ができないかという御提案をいただいております。そうした中で、私ども江北町としては、町民書道会ということで4月30日に開催をいたしたわけでありましてけれども、町内の書道家の方たちを初め関係者の皆様にも御協力をいただいて、本当に町民各世代の皆さんに集まっていただいて、町民こぞって改元を祝うことができたのも、今の江北町の一つのありようを示すことができたのではないかとこのように思っております。

それともう一つ、これも私にとっては大変うれしいことでもあります。といいますのが、町を代表するのにあわせて、もちろん役場を代表させていただいているわけですがけれども、最近町民の皆様だけではなくて町外の方からも、大変江北町の役場の雰囲気がいいということをおっしゃっていただきますし、職員からかけてもらう挨拶が気持ちいいということをおっしゃっていただきます。町民の方だけではなくてというところが私は大変ありがたいなというふうに思うんですがけれども、仕事柄、いろんな役場、役所に出入りをされておられる方からも、江北町の職員さんたちの挨拶、またその対応が素晴らしいということをお褒めいただく機会が本当にふえました。

つい先日も、ある町にお住まいの方で、仕事を江北町でされている方がいらっしゃるんですがけれども、自分の地元と江北町を比べると、江北町の職員の皆さん方の対応が大変いいということをおっしゃっていただいているんじゃないかなというふうに思いますし、特に最近は、特定の課であるとか、特定の職員の名前まで上げて、あの課はとか、あの職員はと、大変素晴らしいですねというふうにお褒めいただくのも、本当に役場の代表者としてうれしくも思いますし、頼もしくも思っているところであります。

ぜひ、そうした雰囲気をさらに広げていければなというふうに思っておるところでございますし、ことし、連休中にはありましたけれども、町民の皆様のニーズに応えるべく、時間外の窓口でありますとか、例えば記帳所の設置でありますとか、また、循環バス、一時保育等、さまざまな行政サービスについては対応させていただいたところであります。これについても、数百名の方が実際御利用いただいたわけでありましてけれども、本当にこうしたことも、町民の皆様のニーズをきちんと捉え、休み中にはありましたけれども、職員の、または

関係者の皆様の協力、努力によってそうした行政サービスも行えたのではないかというふうに思っているところでございます。

ここからは、少し今後の展望ということでお話をさせていただきたいと思います。

令和の新しい時代に入って一月が経過をいたしました。もちろん、新時代ということである期待感でありますとか、希望を抱く一方で、何といたしましうか、少し先行きの不透明感とか、場合によってはそういう混沌としたものというものも私はあるのではないかというふうに思っておりますし、こうしたものについてもきちんと対応、または備えをしていく必要があるというふうに思います。

その中で2点だけ申し上げたいことがあります。

まず1点は、安全・安心についてであります。

大変残念ながら、新時代になったからといって、近年続いております異常気象がやまるわけでもなく、私はことしの気象状況を見ると、さらに深刻化しているのではないかというふうに思います。

これも私がいつも言うことではありますけれども、安全・安心な町というのは、1つにはやはり犯罪のない町、そしてもう一つには交通事故を初めとした事故のない町、そしてやはり災害のない町であるというふうに思います。私も町政を担当させていただいてからは、この安全・安心の3本柱についてそれぞれ対策を講じてきたところではありますが、私はやはりまだまだであると言わざるを得ないというふうに思っております。

例えば、交通事故についていきますと、かつて人身交通事故ワーストワン2年連続という汚名を着せられておまして、町民の皆様のおかげで何とかこれを脱却することができました。ところが、やはり油断大敵、喉元通れば熱さ忘れるという言葉がありますけれども、今年4月1日現在でいきますと、実は発生地別は、また県内ワーストワンということになっております。やはりこういうふうに、交通安全の取り組みというのは不断の取り組みが必要であると。不断というのは断つことのないということでもありますけれども、まさに継続的な取り組みをしなければ、少しでも気を許してしまうとやはり逆戻りをしてしまうということですので、ここで改めて皆様とともに気を引き締めて交通安全の取り組みをしてまいりたいということをお願いしたいというふうに思います。

それから、犯罪のない町ということでもありますけれども、大変残念ながら、令和の時代になっても全国では子供や女性、また、高齢者が被害者となる大変痛ましい事件が発生いたし

ております。幸い、そうした大きな事件には我が町は見舞われておりませんが、例えば声かけの事案であるとか、そうしたことは、やはり都市化の波とともに我々江北町にも押し寄せていると言わざるを得ません。先ほど御紹介をいたしました防犯パトロールの活動もそうではありますけれども、やはりそうした都市化の、言ってみればマイナスの側面と云っていいのかどうかあれですけれども、やはりこうした防犯活動にもきちんと努めていく必要があるというふうに思っております。

それと3点目が災害のない町ということであります。

つい先日、江北町の防災会議も開催させていただきました。昨年は大変開催時期を逸してしまって、もともとの設定時期が遅かった上に、大雨等で二転三転して、ある意味場違いなというんですか、時期に開催をしてしまったわけでありまして、今回は何とか梅雨入り前に開催をすることができましたし、その中でも、現在江北町が置かれている状況であるとか、監視の必要な場所等についても協議をしたところであります。

御存じのとおり、昨年の7月には我が県でも初めての特別警報が出されまして、また、我が江北町でも避難指示ということを発令させていただいたわけでありまして。ほかの市町に比べれば避難者の数は多かったとはいうものの、それでも我々が避難をしていただきたいという方が全て避難をしていただいたわけではございません。

また、その一方で、いざ避難をしていただいたとして、本当にきちんと避難生活といいましょうか、避難所で過ごしていただけるかというところが、逆にいうと避難をしてと言っているくせに、実際避難をしてきちんとした避難生活が送れないということは、私はやはり裏腹だというふうに思っておりますし、きちんと避難をしていただきたいからこそ、またはいただくためにも、そうした避難の体制ということもきちんと見直しをしていく必要があるというふうに思いますし、この安全・安心の中でも、やはりその災害への備えということについては、さらにこれから加速をさせていく必要があるというふうに思っているところでございます。

それともう一つ、令和の時代に入ってから展望ということで申し上げますと、御存じのとおり、我が江北町はあと3年後には町政施行70周年を迎えます。ということは、あと30年ほどすると、町政施行100周年ということになるわけでありまして、ぜひ、先ほど御紹介をしたこの江北町が単独で運営をするという先輩たちの意思決定を、やはり我々としてもきちんと踏まえていく必要があるというふうに思いますし、それを前提としたまちづくり

が必要であるというふうにも思っておりますし、何よりも、町政施行100周年を江北町が江北町として引き続き輝かしい存在であり続けるために、今のうちからいろんな手を打っておく必要があるのではないかとこのように思っております。

江北町の将来推計人口についてはさまざまなデータがありますし、大分、誤差というんですかね、幅もあります。ただその中でも、例えばシビアな推計をとったものでいきますと、今から30年後には江北町の人口は約7,400人になるという推計もあります。現在が約9,600人ほどでありますから、2,000人以上は今から人口が減っていくということでありまして、当然、それに伴って子供たちの数、または働き盛りの生産年齢の人口も減っていくということでもあります。

先ほど申し上げましたように、平成の時代は何とか人口が維持できましたし、これからも維持をすべく、できればふやすべく、いろんな取り組みはしていきたいというふうには思っておりますけれども、一方で、やはり一定の人口減ということも想定をする必要があるというふうに思います。

ですので、例えば今から30年後の町政施行100周年というところにどのくらいの人口になるであろうか、もしくはどのくらいの人口がなければいけないのかという、そういう着地点といたしましょうか、そうしたものを今のうちからきちんと見据えたいろんな政策や施策、事業をやっていく必要があるというふうに思います。

ただ、先ほどから申し上げておりますけれども、非常に社会的には好景気というふうに言われておりますし、特に我が町も今だけを切り取れば、町外からたくさんの方に転入をしていただいておりますし、人口そのものは維持ができていくということでもあります。ですので、今だけを見れば、何でそういうことをする必要があるのかというようなこともあるのだろうというふうに思います。ただ、私が申し上げたとおり、きちんと町政施行100周年を江北町が輝かしい存在であるためには、今だけを切り取るのではなくて、そうした30年後を見据えたことを今からやっていく必要があるというふうに思います。

ただ、こうしたことは、今申し上げましたように、今だけを見れば必ずしも必要性を感じられないこと、または、そこまで今せんでもよかとやなかかというようなこともあるというふうに思いますし、場合によっては町民の皆様の中には、一見、または一聴しただけではそうしたことを理解いただけないということもあるのではないかなというふうに思います。

だからこそ、先ほど申し上げましたように、二元代表制の一翼を担っていただく議会の皆

様方とともに、そうした認識を共有し、住民の皆様にもそうしたことを理解していただいた上で、いろんな事業を進めていくということが大事なのではないかというふうに思っております。

私も、今任期でいいますと、あと一年足らずということになりましたけれども、引き続きこれまで申し上げましたような考え方のもと、議会の皆様とともに真摯に町政に向き合っていきたいというふうに思いますので、皆様方の御理解と御協力をお願いいたしまして、本議会におきます私からの報告にさせていただきます。本議会もどうぞよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○西原好文議長

次に、一部事務組合等の議会が開催されておりますので、その報告を求めます。

まず、杵藤地区広域市町村圏組合議会が開催されておりますので、私のほうから報告したいと思っております。

第7号議案 平成31年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計予算についてですが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ28億3,620万6千円と定めるものであります。

第8号議案 平成31年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計予算については、歳入歳出予算の総額は歳出予算それぞれ170億8,811万2千円と定めるものであります。

第9号議案 平成31年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計予算については、歳入歳出予算の総額は歳出予算それぞれ491万6千円と定めるものであります。

続きまして、追加議案といたしまして、第10号議案 杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例ですが、不正競争防止法等の一部改正する法律と住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正するものであります。

第11号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4回）及び第12号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第3回）ですが、給与改定、人件費の決算見込み及び介護の交付金の確定に基づき予算の調整を行うものであります。

全議案とも異議なく全員賛成で可決されております。

なお、詳しい内容につきましては議員控室に資料を置いておりますので、目を通していた

だきたいと思います。

続きまして、佐賀県後期高齢者医療広域連合臨時会が開催されておりますので、報告を求めます。三苫紀美子君、御登壇願います。

○三苫紀美子議員

おはようございます。

それでは、令和元年5月21日、佐賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が開催されましたので、御報告させていただきます。

議案書は第7号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について、第8号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の2の選任についての件でございました。

審査の結果、第7号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に秀島佐賀市長、第8号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に末安みやき町長が再任されました。

以上、報告といたします。終わります。

○西原好文議長

以上で諸般の報告は終わりましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○西原好文議長

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、井上敏文君、坂井正隆君、三苫紀美子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○西原好文議長

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から6月14日までの8日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております案のとおりでございます。御了承願います。

日程第3～第11 議案第26号～議案第34号

○西原好文議長

日程第3. 議案第26号から日程第11. 議案第34号までを一括上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。平川局長。

○議会事務局長（平川智敏）

（朗読省略）

○西原好文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

それでは、私から本議会に提案をいたしました議案等について御説明を申し上げたいというふうに思います。

まずは、議案第26号 江北町森林環境譲与税基金条例について御説明を申し上げます。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年4月1日に施行され、森林環境譲与税が創設をされました。国から配分される森林環境譲与税は、森林の整備及びその促進に関する施策に必要な経費に充てることとされているため、森林環境譲与税を基金として積み立て、必要に応じて活用をするため、今回江北町森林環境譲与税基金条例を設置し、その管理等に関する事項を定めるものであります。

次に、議案第27号 江北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議員各位御存じのとおり、し尿くみ取りの手数料は先ほど御紹介をいたしました条例に定めがございます。このし尿処理手数料につきまして、平成28年12月に佐賀県環境整備事業共同組合から手数料の改定に関する要望書が提出されたところであり、この要望書によりますと、今回改訂を要望された理由といたしまして、下水道の整備による収集量の減少、収集運搬に要する経費の増加及び人件費の上昇などにより、し尿処理業をこのままでやると維持することが難しいとの理由でありました。

この要望書につきましては、私ども江北町だけではなく、関係市町に対しても提出がなされておりました。今回の要望書の提出を受け、杵東地区衛生処理場組合の構成市町でありま

す大町町、白石町及び当町で協議を重ねた結果、原価分と消費税引き上げを考慮しまして、現行の175円を203円に改定し、加えて少量くみ取りの場合は1回につき1,000円という料金設定をするものであります。

また、世帯割・人員割で手数料を納入する定額制については、町民の生活環境の変化や個人情報保護の観点から、今回廃止を行いたいと思っております。

このことから、本条例の一部を改正する必要があり、本議案を提出するものであります。

続きまして、議案第28号 江北町水道事業の事業統合に伴う関係条例の廃止に関する条例について御説明を申し上げます。

御存じのとおり、令和2年度から江北町を含めます関係市町によります水道事業の統合が予定をいたしております。本議案と次の議案につきましては、この水道事業統合に伴う議案ということになっております。

まず、議案第28号でありますけれども、今回の水道事業統合により佐賀西部広域水道企業団規約を変更する必要があります。また、この規約の変更により、本町の水道事業に関する条例を廃止する必要があるため、本議案を提出させていただいております。

次に、議案第29号、こちらも水道事業統合に伴う議案でありますけれども、佐賀西部広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理をする事務の変更等及び同企業団規約の変更について御説明を申し上げます。

今回の水道事業統合により、佐賀西部広域水道企業団が多久市、武雄市、嬉野市、大町町、白石町、江北町及び西佐賀水道企業団の水道事業に関する事務及び佐賀市の水道用水供給事業に関する事務を新たに共同処理することとなるために、同企業団規約を変更することから、構成市町であります我が江北町におきましても、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第30号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更について御説明を申し上げます。

こちらは、杵藤地区広域市町村圏組合の規約の変更であります。

今回の規約変更は、杵藤地区広域市町村圏組合の庁舎の移転に伴う組合事務所の位置を改めるものであります。

現在の広域市町村圏の庁舎は旧武雄市役所横にございますけれども、昭和49年に建築をされ、以降45年が経過し、現在老朽化による雨漏り等が見られております。

また、耐震補強の実施や屋根の改修等の工事が必要となってくることから多額の費用が発生することが見込まれております。

これらについて、構成市町で対応について協議をしました結果、現在使用をされていない武雄市役所北方庁舎に移転することに組合として合意がなされたものであり、規約変更の協議に当たっては、先ほど申し上げましたように、地方自治法第290条の規定により関係地方公共団体の議決を必要とするため本議会に提出をするものであります。

次に、議案第31号 令和元年度江北町一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は7,289万3千円を増額し、歳入歳出予算総額を58億7,552万6千円とするものであります。

補正予算の内容は、議会の活性化、災害対応力の強化、高齢者の自主的な社会参加活動の推進、中山間地域の課題解決に向けた取り組み、消費税率引き上げによる低所得者世帯・子育て世帯の影響緩和による経費等を計上いたしております。

歳出予算の主なものといたしましては、1つに、いきいき百歳体操教室スタンプ事業36万7千円、休日議会・夜間議会視察研修30万8千円、それぞれの中山間チャレンジ事業40万4千円、江北町未来アシスト事業316万6千円、5番目、プレミアム付き商品券事業5,486万9千円などであります。

補正予算の財源といたしましては、事業執行における国庫・県支出金、ふるさと応援基金繰入金、前年度繰越金、コミュニティ助成事業助成金及び商品券売上収入などであります。

ただいま御紹介をいたしました歳出予算の事業の中でも、1つには、いきいき百歳体操教室スタンプ事業については、これまで介護予防につきましてはさまざまな事業を行ってきたところであり、いきいき百歳体操についても、その切り札とまでは言いませんけれども、介護予防に大変有効であるということで現在江北町でも積極的にその普及を進めておるところであります。ぜひ、さらなる参加者の拡大を行うべく、町独自の取り組みといたしまして、今回スタンプ事業を実施するものであります。

また、2つ目の休日議会・夜間議会視察研修につきましては、議会の活性化、また、住民の皆様の町政に対する関心を高めていただくという取り組みで、現在議会のほうで検討を行っていただいております。

早速、明日は県内の基山町の休日議会についても視察をいただくということになっており

ますし、私も同行させていただくようにしておりますけれども、ぜひ、議会とともに議会または町政に対して、町民の皆様が関心を持っていただくような取り組みをともにやっていきたいというふうに思っております。

また、3番目のそれぞれの中山間チャレンジ事業は、県の事業を活用したものではありませんけれども、今回、町内では岳地区が中山間チャレンジ事業に取り組んでいただけるということでありますので、江北町としてもしっかり支えていきたいというふうに思っておるところでございます

続きまして、議案第32号 令和元年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は93万3千円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ11億3,133万円とするものであります。

補正の内容は、人事異動に伴う人件費の増額でございます。

続きまして、議案第33号 令和元年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は510万2千円を追加し、歳入歳出予算総額を7億9,130万6千円とするものであります。

補正の内容は、江北クリーンセンターの水処理機能が3月から低下していることから、嫌気槽に堆積した経年汚泥を一気に引き抜き処分をするための措置として、1,079万6千円を追加し水処理機能の安定を図るものであります。

また、4月の人事異動に伴い569万4千円を減額するものであります。

続きまして、議案第34号 江北町土地開発公社定款の変更について御説明を申し上げます。

今回の江北町土地開発公社定款の変更は、公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正に伴い、江北町土地開発公社の監事の職務について引用する法律を改めるものであります。

土地開発公社の監事の職務については、民法第59条の規定をこれまで引用しておりましたが、公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正に伴い、同法第16条第8項各号の規定を引用することとされたものであります。

また、ゆうちょ銀行が銀行法第4条第1項の免許を受けたことと見なされることになりました。

このことに伴い、江北町土地開発公社の定款を一部変更する必要がある、その変更にあ

たつては公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により設立団体の議会の議決を経て、佐賀県知事の認可を受けることを必要とするため、本議会に提出するものであります。

本議会に提案をいたしました議案は以上のとおりであります。よろしく審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○西原好文議長

町長からの提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前9時42分 散会